

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いによる 認定有効期間の延長に関する Q & A

よくあるお問合せについてまとめましたので、参考にしてください。

【ケアプランの作成】

(問1)

臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長をした時のケアプランについて、利用者の状態に変化がなく、サービスの利用も変更がない場合は、認定有効期間を延長する前のケアプランを「軽微な変更」として取扱い、引き続き使用することは可能ですか。

(答1)

ケアプランの軽微な変更の内容は、令和3年3月31日付「居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて」（介護保険最新情報 vol. 959）の通知で、厚生労働省が事例を示しております。

本広域連合の取扱いとしては、臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長をする場合、ケアプランの長期目標の期間を変更するため、軽微な変更にはあたりません。

利用者の状態に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更がない場合でも、ケアプラン作成にあたっての一連の業務が必要となります。

【認定有効期間の半数を超える短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用】

(問2)

臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長をした場合、認定有効期間の半数はどのように数えたらよいのでしょうか。

(答2)

臨時的な取扱いでは、認定有効期間を12か月延長するという考え方ですので、認定有効期間の半数についても、延長前の認定有効期間に12か月を追加して計算をしてください。

短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用日数の管理を業務管理システムでしている場合は、被保険者証の認定有効期間を入力すると、正しく日数管理ができないことがあります。

その場合は、ケアマネジャー自身で、日数管理を行い、認定有効期間の半数を超えないように気を付けてください。

【軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付】

(問3)

臨時的な取扱いによる認定有効期間を延長する前の認定有効期間中に、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する協議を鈴鹿亀山地区広域連合と行い、確認書が発行されています。認定有効期間を延長した場合、再度、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する協議は、必要になりますか。

(答3)

臨時的な取扱いでは、認定有効期間を12か月延長するという考え方から、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付についても、同じく期間は延長されます。改めて協議をする必要はありません。

臨時的な取扱いによる認定有効期間を延長した後で、通常の更新申請に変更した場合や被保険者の状態に変化があり変更申請をした場合は、新たな認定有効期間が設定されます。介護認定状態区分が軽度者に該当し、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付を受ける場合は、協議が必要となります。介護保険課 給付グループへご連絡ください。

(問4)

臨時的な取扱いによる認定有効期間を延長する前は、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付が必要でなかった被保険者が、臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長を行った後に、福祉用具貸与の例外給付が必要となった場合、算定の可否の判断に用いる直近の認定調査とは、いつの時点のものを指しますか。

(答4)

臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長を行った場合、最新の認定調査は、延長前の認定有効期間のものになります。厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）第31号の状態像であるかを確認し、該当しない場合は、協議が必要となります。介護保険課 給付グループへご連絡ください。

【国保連合会への請求】

(問5)

国保連合会への請求の際に、被保険者の認定有効期間は、どのように入力して請求すればよいのでしょうか。

(答5)

臨時的な取扱いでは、認定有効期間を12か月延長するという考え方ですが、鈴鹿亀山地区広域連合では、認定有効期間を延長した場合の被保険者証は、新たな12か月間の認定有効期間を記載します。

給付管理票を作成する際には、被保険者証にある認定有効期間を記載してください。